

基総発0407第1号
基監発0407第2号
基勤発0407第1号
基安計発0407第1号
基労管発0407第1号
平成23年4月7日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

総務課長
監督課長
勤労者生活課長
安全衛生部計画課長
労災補償部労災管理課長

東日本大震災における被災者やその御遺族等に対する労働基準行政関係業務の支援について（依頼）

このたび、東日本大震災により被災された社会保険労務士の皆様に、心からお見舞い申し上げます。

また、平素から労働基準行政関係業務の推進につきまして格別の御理解と御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般の震災の被災者やその御遺族並びに被災地域における事業主の方々に対しては、その相談に的確に対応するため、被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口を開設するとともに、各種申請様式の簡略化・省略化など、また、被災地域等における労働保険料の納付期限（7月）について延長するなどの特例措置を講じてきたところです。

今後は、避難所などを巡回し、被災労働者やその御遺族の方々に対する相談や各種請求の勧奨を重点的に実施することとしていますが、請求者の増加が予想されるため、全国の労働局から被災地域に応援職員を派遣するなど職員の体制を整備し、各種事務処理について迅速、適切に行うこととしています。

しかしながら、警察庁の発表によれば、死者・行方不明者、負傷者数は3万人を超えるとされ、被災地域の事業場の多くが休業・廃業に追い込まれることが予想される中、労働保険料の納付に関する相談をはじめ労働基準行政関係業務に関する相談、問い合わせが今後ますます増加し、労災保険給付などの請求件数も相当数寄せられることが予想されます。

このため、貴連合会におかれては、社会保険労務士の皆様による被災者やそ

の御遺族並びに被災地域における事業主に対する労働基準行政関係業務の支援の必要性について周知いただくとともに、同業務への支援について社会保険労務士の皆様に御協力いただけるように御配慮をお願い申し上げます。